

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第

卷三十三第

行發日一月八年六和昭

## 論叢

經濟的變動の分析 . . . . . 文學博士 高田 保馬  
デイルタイ哲學と經濟哲學 . . . . . 經濟學博士 石川 興二

## 時論

特別會計の整理 . . . . . 法學博士 神戸 正雄  
所得稅の稅率の改正 . . . . . 經濟學博士 汐見 三郎

## 研究

農家における米の販賣 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦  
統計利用の意義と問題 . . . . . 經濟學士 蜷川 虎三  
東海道濱松宿に關する一考察 . . . . . 經濟學士 大山 敷太郎

## 說苑

明治初年御用金の負擔者について . . . . . 經濟學博士 本庄 榮治郎  
産米の管外移出高の季節的變動 . . . . . 經濟學士 八木 芳之助  
金問題批判 . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒  
アンドレアデス氏「日本の人口」について . . . . . 經濟學士 宮本 又次

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

# 時論

## 特別會計の整理

神戸 正雄

### 序 説

我邦の豫算が不明瞭にして、一般民衆に判り悪きこと、特に一般會計の爲めの總豫算の外に、特別會計の爲めの豫算があり(其上にも二のもの共に追加豫算を有つ)、其の特別會計豫算が複雑多岐に亘りて、三十四種(其の各の中にて、更に二つ三つに分れて居るもある)に上り、其金高累計からいふと一般會計以上であり、而かも其が必ずしも全然、獨立したものでなく、或は一般會計と重なり合ひ、或は他の特別會計と重複し、或は一般會計に寄與し、或は一般會計から補充を受けるもあり(一般會計と全く離れて居るものもある)て、其全體の真相を掴むことが困難だとは夙に人の注意する所である。かくて或は特別會計を以て伏魔殿のやうに想像したり、或は之によ

りて政府が胡麻化でもするかのやうにまで憶測を逞うするもある。其は兎に角として、此特別會計を何等か整理するの必要ありといふことは、一般に人の認める所である。然らば之を何う整理するか。先づ其につき普通に考へられる所では、一方には官業を原則上から排斥して、之を出来るだけ民業に移すのと相待つて、官業に関する特別會計を廢止し、其他の特別會計は之を凡べて又は出来るだけ多く一般會計の中に包容するやうにするといふのである。成程、其も一案たるを失はぬけれども、私は第一、官業中には民業に移して良いものもあるにせよ、凡べての官業が民業に移すべきものかには疑を有つものであり、むしろ今後の大勢としては官業は、もつと増すのではなからうか。とも思ふし、第二に、官業以外の特別會計にても尙ほ存續して差支なく、少くとも一般會計とは離して處理するを至當とするものもあるので、旁々、私は此案に賛成せず、大體は既存の特別會計を持続するとしての、之が整理の方策を考へる方が一層、切要だと爲す。私は即ち特別會計整理の必要を認めるけれども、之を實質的に廢除するよりもむしろ、之を存續しつつ、形式的に明瞭ならしめ實質的に改良されるやうな方法にて、整理しやうとするものであり、此趣旨の下に、以下其論歩を進めやうと思ふ。

## 第一 特別會計の存廢

元來、現代の財政にありては、會計乃至、豫算については其の統一を原則とするのであり、<sup>1)</sup>特別會計及其豫算が例外であるといふことはいふまでもない。其の特別會計には種々なる弊害を伴ふのであつて、<sup>2)</sup>其の出来るだけ統一したきものだといふことも認めなければならぬ。併し其れだからといふて、凡べて之を一般會計に入れてしまはなければならぬといふものではない。其に相當の理由さへあるならば、其を特別會計として存續せしめて可であり、必要あらば、一般會計中の或ものを特別會計に移すことさへも承認し得る。會計乃至豫算の統一は原則であり且つ理想であつて、必ずしも現實其ものではない。成程、佛蘭西の如きも嘗て特別會計の多かつた弊に堪へずして、夙に一八九五年、並に大戰後一九二二年以來、之が整理を行つたけれども、<sup>3)</sup>其れでも尙且つ若干は存續して居り、其他、方々に何等かの事情によりて其の存續するを見るのである、<sup>4)</sup>其處で我邦の現存三十四の特別會計を精細に考察すると、其の廢止して一般會計中に入るを至當とするものと、之を特別會計として存續して差支なきものと、更に一般會計中から特別會計に移して管理するの適當なるものがあるといふことを見出す。

(一) 一般會計に移すべきもの！

現在の特別會計中で、之を存續するに及ばず、一般會計中に入れて差支なきものを求むるときは、其は文化施設特別會計である。其は詳しくいふと、對支文化事業、帝國大學、官立大學、學校

- 1) Schanz, Budget. (Hwb, d. Stw. 4 Aufl. III Bd.) S. 91. Heckel, Das Budget. S. 83. Lotz, Fw. 2 Aufl. S. 128. Terhalle, Fw. S. 25.
- 2) Jéze, Théorie générale du budget. 6 éd. 205—206. Stourm, Le budget. 7 éd. p. 212. Allix, Traité élémentaire de science des finances. 5 éd. p. 64 et suiv. Schanz, a. a. O. S. 90—91. Heckel, a. a. O. S. 17, 83—84. Lotz, a. a. O. S. 129. Bastable, Public finance. 3 éd. p. 739—740.

及圖書館の四つである。此等のものは實は教化行政に屬し、一般行政事務の一部を成し、特に特別會計を設けしむる必要を認めぬ(註二)。帝大の如きについては、學問の獨立を保障するが爲めに會計をも獨立せしめなくてはならぬともいふが、學問の獨立と會計の獨立とは別であり、會計が一般の中に入つて居つても、學問は相當に獨立し得る。又、會計が特別だからといふても現在見るやうに、一般會計から補給を受けつつあつては、一般會計の中にあると同じで、會計の上から政府が帝大を壓迫しやうと思へば壓迫し得るのに變りはない。又假りに帝大の資金が増大して一般會計から補給を仰がなくても濟むことになつたとしても、其時は會計上からの政府の壓迫だけはなくなくなるが、併し教育行政の統制には帝大といへども服するの外なからう。帝大は特別會計たるが爲めに學問の獨立の上からして得る所殆んど之なくして、却つて、特別會計だから其ちらにて自給自足をせよと強られる場合が少なくない。其れから此等の學校や圖書館には特有の資産があつたり、用途指定の寄附金などがあつたり、病院のやうに或意味にての營利事業があつたりして、其爲めに特別會計たるを便とすといふこともあるが、帝大や官大附屬の病院に至りては本來營利的に經營すべきものではなく、むしろ研究本位教育本位にて管理すべきものであるから、其點からしての特別會計の論據は薄弱である。但し資金部だけは、其運用を必要とする限り、特別會計として殘しても良く、其方が一層確實有利に其實を擧げることが出来るであらう。其れで此

3) Allix, l. c. p. 66.

4) Allix, l. c. p. 61.

文化施設の特別會計は、主たる部分は一般會計に移し入れ、其の資金部のみを残して各部局にて管理せしめ、併し其等については後にもいふやうに、資金に關する限り、大藏省の統制にも服せしむべきである。そして資金部は、現在既に帝大、官大、學校及圖書館には存在するが、對支文化事業の爲めにも新に資金部を設くるの必要があるであらう。偕て此結果として何れだけ特別會計から除かれて何れだけが特別會計に残るかといふと（昭和六年度による）、

- 1 對支文化事業（支出と収入と異なるが、事業としては支出が主となるから支出による） 二、九七九、五一八
- 2 帝國大學（支出と収入と同） 二三、六九六、一三六
- 3 官立大學（支出と収入と同） 一二、三七七、八九三
- 4 學校及圖書館（支出と収入と同） 一七、五〇八、〇一二

此計

外に追加	1 帝國大學（出入同）	一、六六七、二九三
	2 官立大學（出入同）	九七二、五三〇
合計		五九、二〇一、三八二

が特別會計から除かれて、文化施設資金部として次のものが残ることになる。

- 1 對支文化事業（此方にては収入による） 四、六五四、四一一
- 2 帝國大學（出入異なるが多い方の出による） 二、一六四、五七一
- 3 官立大學（多い方の出による） 九七五、一六一

特別會計の整理

4 學校圖書館(多い方の出による)

此計

外に追加  
 1 帝國大學(出入異なるが多い入による)  
 2 官立大學(出入同)

合計

一、二三一、六〇二  
 九、〇二五、七四五  
 一、九八一、三五〇  
 五〇、〇〇〇  
 一一、〇五七、〇九五

尤も前記の中、五九、二〇一、三八二圓だけ一般會計に加はるのではない。其收入中の政府支出金等を控除したるもの、支出中の恩給負擔金を控除したものが加はるに止まる。で其收入からいふと、一般會計へ加はつて行くのは次の金額である。

1 政府支出金 a、帝國大學

b、官立大學

c、學校圖書館

計

外に追加(帝國大學)

合計

2 政府臨時支出金 三一、六七七、三三六  
 3 實業教員養成費支出金 一、五三九、五五〇  
 4 中華民國學生養成費支出金 一〇五、七四二  
 5 官立學校教員養成費支出金 五七、〇四〇  
 六〇、八二九

右金額を五九、二〇一、三八二圓中より控除したる殘額

二五、七六〇、八八五

(註一) 佛國にても、中央工藝學校が特別會計となつて居るが、此は此種のもの、唯一例であり、其は學校設立者と國家との當初の協定に基き、學校收入と他收入とを混同しないといふ趣旨から出來たのだといふ。<sup>5)</sup>

## (二) 特別會計として存續すべきもの一

然らば特別會計として存續すべきものは何かといふと、其は大體、事業部會計、資金部會計、植民地會計の三に分れるが、其等が特別會計として存續して良いといふ理由は何うかといふと、先づ事業部會計は、此は元來、一般行政部の其とは大に性質の異つたものであつて、其れ々々所與の資本を土臺と爲し、其外に必要な有益なるだけにては公債借入金をも起して、擴張し改良し運轉すべく、勿論其が國營たる以上は、公益上の見地からしても經營さるべく、單純に収益ばかり目標としてはならぬけれども、<sup>6)</sup>而かも亦、一の營業だといふことを忘れずして、所謂、ビジネスライクに經營し、收支關係を明瞭にしつつ、其爲めの公債借入金の元利拂の負擔、減價償却、恩給扶助料等の負擔、租税公課の負擔等をも計算して、尙ほ許す限りの剩餘をも舉ぐるやうにしなければならぬ。此の如き方針に於て經營するのには、一般行政とは獨立して管理するが良いのであり會計を特別にすることも認めなければならぬ。<sup>7)</sup>そして此點に關する我邦の事業部の從來の經營振りは、大に改良すべきものが残つて居り、現在存する各部當局者の上に、此等を總轄する事業省

5) Stourm, l. c. p. 208-209.

6) Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 74.

7) Allix, l. c. p. 63. Stourm, l. c. p. 208.



を置き、民間經驗ある人士の顧問を得て刷新しなければならぬと考へらるる。第二に、資金部には資金を其儘保持して收支するのではなく、之が運用を伴ひ、其を確實且つ有利に、不斷の注意を拂つて管理しなければならず、其にて或度まで前記の事業部と同様の營利主義を以ても管理するのが肝要であり、其には一般行政部とは離れて別箇に、其收支を管理すべく、單に確實を旨として管理する一般行政部の收支とは性質を異にし、随つて特別の管理を要するものとして良い。<sup>8)</sup>そして此の如き資金の爲めに特別會計を備ふることは、バイエルン其他に例が少くない。<sup>9)</sup>尤も此等の資金部は各部局にて管理するとしても、性質上、矢張り大藏省の統制下に置くやうにするのが至當である。第三には、植民地會計のみは、本來、一般會計の收支と別箇に管理しなければならぬといふものではない。大體は一般行政部と同性質のものである。だからして大體は之を一般會計に入れ、そして拓務省所管に入れることにしても良い(勿論、其は歳出のみで、歳入は其々性質に従ふて部屬せしめなくてはならぬ)のだが、併し又見様によつては、國家自らの直接の會計ではなく、各殖民地といふ、其々各地方限りの會計である。例之、北海道廳の會計とか、沖繩縣の會計とかと變りはない。其歳出が國費的のものとしても、少くとも其歳入の重なるものは、其租稅收入にしても、其は各殖民地の人民だけの負ふ所であつて、本國即ち内地人から見れば、補充金(臺灣については之もない)並に軍事上の費用、官吏恩給金の一部などを負ふだけで(そし

8) Schanz, a. a. O. S. 91.

9) Schanz, a. a. O. S. 90-91. Heckel, a. a. O. S. 84.

て其等は凡べて一般會計に計上されて居る)、其の主なる収入は各植民地人民の負擔に屬し、隨つては其歳出をも一緒にして主としては、各植民地の財政としなければならず、少くとも一般會計とは性質の異つたもので、之を直ちに一般會計に入れては、却つて不合理とならなければならぬだからして之を特別會計として置く方が其の性質乃至關係を一層明瞭ならしめるとすべきである(註二)。

(註二) 佛國にては、アルゼリーの豫算は一九〇〇年に國家豫算中の特別會計豫算としたが、一九〇一年以來、之を國の豫算の中に入れることを止めにしたほどである。<sup>10)</sup>

### (三) 一般會計より特別會計に移すべきもの

終りに現在は一般會計の中にあつても、事の性質上、即ち其が事業部に屬すべきものたるの理由からして、特別會計に移して、大なる事業省統制下に置くべきものは、遞信省の重なる經費(一部を除き)、及山林事業費並に、歳入中の之等に關係あるものである。其處で一般會計には此益金と一部の費用とだけが残される事になる。實は今の豫算のやうだと、齊しく事業部に關するものであるに拘らず、益金のみ一般會計に計上されるものと、總収入が一般會計に出るものとがあつて、財政比較を混雜に陥らしめることになる。然るに此改正に依るときは、事業歳入が凡べて統一ある方針の下に整理せられて一層明瞭になることが出来る。此方針の下に六年度の豫算を

10) Jèze, l. c. p. 180.

整理するときは次の計算となる。

特別會計に移さるゝもの

1 歳入 a. 郵便電信電話収入

二四〇、八八七、八〇〇

b. 森林収入

四三、〇九〇、八四一

計

二八三、九七八、六四一

2 歳入 a. 經常イ、森林事業費

一八、六六六、五七六

ロ、遞信費

一四一、九二五、七六一

b. 臨時—遞信臨時費

二四、三八〇、五八八

c. 追加—遞信費

二〇〇、〇〇〇

計

一八五、一七二、九二五

一般會計に残るもの

右益金

九八、八〇五、七一六

其外に事業費以外の森林費、並に遞信費以外の遞信省費

## 第二 特別會計の調整

特別會計が明瞭を缺き、そして其れだけ大きな厄介物が國民の頭の上にかかつて居るやうに見えるのは、畢竟するに、特別會計に入るべきものが却つて一般會計に入つて居り、而かも一般會計に入るべきものが特別會計に入つて居ること、並に特別會計に於ける各會計が所管別に排列せ

られて性質による分類が明確でないのことに因るのであるから、先づ以て特別會計の存廢を決し、特別會計から一般會計に移すべきものは之を移して、其に残すべきもののみを残し且つ、一般會計より特別會計に移すべきものを此に移すことを行ひたる上は、更に此特別會計の形式上の編成につき、從來の所管別を、むしろ性質別に改め、且つ實質的にも、之に屬する會計並に本體たる行政其ものを從來よりも一層合目的たらしめ、統制の機關をも目的に合するやうに改めることを要する。かくて此新なる方針の下に、特別會計を編成するとすれば、夫の文化施設特別會計を除きたる残りの特別會計並に一般會計から特別會計に移されたる若干の會計は、大體、殖民地特別會計資金部特別會計、事業部特別會計といふことになり、其中、殖民地特別會計は拓務省所管となるのは勿論として（尤も行政整理を徹底的に行ふとしたら、拓務省は無くなつて、内務省所管となつても宜しいやうに思ふ。或は内閣直屬として自ら大藏省所管ともなり得る）、資金部特別會計は何としても大藏省所管とすべく、假りに之を各省所管に分屬せしめるとしても、大藏省の統制下に立たせるのが適當である。そして事業部特別會計は、出来るならば從來の關係諸省を合同し、少くとも之に關するだけの事務を集中して、事業省を設けて所管せしめるが良い。かくすることによりて殖民地會計の如きは内地の一般國民としての財政負擔でない事が明瞭になり、そして資金部や事業部は一層合目的に管理せられて、相當に公益を尊重しつつ、事業的營利的に

も經營せられて、能率を大ならしめ、經濟上の實利を一層大ならしめつつ、其の官營たるが爲めに不利益なるだけにては、公益を尊重するといふ無形の利益によりて補ふことを得て、其が全體上、格別に國民の上に厄介とならず負擔とはならぬと認めて良いことになる。尙各種別について説明すると、

(一) 殖民地特別會計

は何れ位の大きいかいふのに、

- 1 朝鮮總督府(出入同) 二三八、五七二、八七三
- 2 臺灣總督府(出入同) 一一四、九六四、五二一
- 3 關東廳(出入同) 二二、一七一、三一六
- 4 樺太廳(出入同) 二四、五四四、六五五
- 5 南洋廳(出入同) 四、九五三、四五三

計

四〇五、二〇六、八一八

- 1 朝鮮鐵道用品資金(出入同) 一六、八五四、八九五
- 2 朝鮮簡易生命保險(出入異なる入による) 三、一三四、三二〇

- 3 臺灣官設鐵道用品資金(出入同) 六、〇〇〇、〇〇〇

計 二五、九八九、二一五

外に追加

1	朝鮮(出入同)	三五〇、七四四
2	臺灣(出入同)	四〇五、五九九
3	樺太(出入同)	一、五七九、二八一

計

大計

四三三、五三一、六五七

であつて、大體、四億參千參百萬圓ばかりのものである。此は全然他の會計と離れたものではない。一般會計からしては補充金等を受け入れ、之に對して恩給負擔金を出し、公債の發行に關して公債金特別會計と交渉し、公債元利拂の爲めに國債整理基金特別會計に貢獻することになつて居る。併し其の殆んど全體のものは結局、各殖民地人民の負擔する所に係り、内地の一般國民として、補充金等並に國防費を負ふことにはなるけれども、其は凡べて一般會計に現はれて居るものに外ならぬ。そして此殖民地會計其ものは内地人一般の負擔ではないといふ事を明にしなければならぬ。尙ほ國防費を殖民地の爲めの分として分別して計算することは六つかしいが、補充金は左の如きものである。

1	朝鮮總督府	一五、四七三、九一四
2	關東廳	四、〇〇〇、〇〇〇
3	樺太廳	一、六〇〇、〇〇〇
4	南洋廳	三〇〇、〇〇〇

特別會計の整理

計

二一、三七三、九一四

(二) 資金部特別會計—此は

1	教育基金(入のみ)	二三、一〇〇
2	國債整理基金(出入同)	六九二、五四〇、七七三
3	公債金(出入同)	六八、六〇〇、〇〇〇
4	國有財産整理資金(出入異なるが多い方の入による)	七、三九九、八八三
5	教育改善及農村振興基金(出入異なるが多い方の出による)	七、八六五、四三八
計		七七六、四二九、一九四

1	國債整理基金(出入同)	八五八、〇〇四
2	公債金(出入同)	二三、五〇〇、〇〇〇
3	教育改善及農村振興基金(出)	一九五、八一〇

外に追加  
計  
合計

二四、五五三、八一四  
八〇〇、九八三、〇〇八

といふ可なり大な額に上るけれども、結局、此が國民の厄介となり負擔となる點からいふと、國債整理基金中の、一般會計からの受入金(二五八、六九六、八七一、外に追加七三五、三四九、合計二五九、四三二、二二〇)のみであり、此は既に一般會計中に現はれて居るのである。國有財産整理資金と教育改善及農村振興基金とに至りては、むしろ各一般會計を補給して居り、毫も國民の

負擔となることはない（其の一般會計繰入は、國有財産整理資金からは六、四八八、六二九、教育改善及農村振興基金からは七、八六五、四三八、追加、一九五、八一〇、合計一四、五四九、八七七）教育基金に至りては金額も小く、いふに足らぬものであり、固より國民に負擔を加へるものではない。公債金は大部分、各特別會計に關する事業の爲めのものであるが、唯だ追加中につき、二二、〇〇〇、〇〇〇といふものが一般會計へ繰入れられる。此が國民の財政負擔としての關係は如何かといふと、此も後年度に至りて元利拂となつては國民負擔となるけれども、起債の年度としては國民の負擔にはならない。假りに之を現年度の負擔としても、其は一般會計中にも現はれて居る大きさである。尙ほ前記の外、文化施設に附帶した資金であつて、此が一般會計に入れられることとなるの結果、特別會計として、大藏省統制下に取殘されるものがある。其額は一一、〇五七、〇九五であつて、其結果として資金部會計の全計は

八二二、〇四〇、一〇三

となる。尙ほこの以外にも事業部及殖民地會計に附帶したものがあつて、其は夫々の特別會計にて附帶して管理するを便とする。特に此等のものは名稱こそ資金といふけれども、其實、物品に關し事業に關する所が大きいのであるから尙更である。

### (三) 事業部特別會計―



此が大きさを見るのに

(A) 既存のもの

(い) 補給事業會計——從來の特別會計中にて事業に屬するものには、一般會計から補給を要するが如きものと、むしろ収益を擧げて一般會計に繰入れつつあるか、少くとも管理方法の改善を行ふならば一般會計に相當の益金を繰入れ得るものとの二大別がある。前者は現にも一般會計の厄介となり國民負擔となつて居るが、將來とても國民が之を逃れることは出来ない。唯だ其負擔を多少、減少せしめることは出来る。其負擔は大體、一般會計からの繰入額だけで、其は既に一般會計にも現はれて居り、此が其以上の國民負擔ではない。強て其以上の負擔といふならば、之を民間事業にて經營すれば、も少し費用を節し得たであらうのに、其が得られなかつた損害といへば其損害が數へられるけれども、元來、此等の事業が民間にて行はるべきものでなく、政府の行ふの外なきものとするならば、別に之を擧げるにも及ばぬ。先づ此第一種のもものは

1 内務省所管

金 額

一般會計より受入

a. 健康保險(出入同)

二〇、三三一、〇四六

一、七五八、九一五

b. 労働者災害扶助責任保險(出入同)

三三三、九二〇

三〇、〇〇〇

2 農林省所管

c. 家畜再保險(出入異なるが多い入による)

三九二、一五三

三七、九八四

計

二一、〇五七、一一九

一、八二六、八九九

(ろ) 収益事業會計—現に収益を擧げて一般會計に貢献し又は、現には然らざるも將來然ることになり得るものは

1 大藏省所管

金額

一般會計に貢献(恩給負擔金を別とし)

a. 造幣局(多い方の入による)

六、七九五、八〇二

〇

b. 印刷局(入)

七、八四三、六六三

一、四八九、〇二〇

c. 專賣局(入)

三六八、七四一、四九七

一九八、二四八、八一四

d. 大藏省預金部(入)

一五五、六四〇、三〇八

八、七〇〇、〇〇〇

2 陸軍省所管

e. 陸軍造兵廠(出入同)

四八、〇七五、六〇七

〇

f. 千住製絨所(入)

五、三二四、四六五

三、六六四

3 海軍省所管

g. 海軍工廠資金(入)

三三、二四二、一四三

五〇〇、〇〇〇

h. 海軍火藥廠(出が多けれどども他の均衡上入による)

二、〇二八、六三八

一〇〇、〇〇〇

i. 海軍燃料廠(入)

二二、六六六、五〇五

一、一五〇、〇〇〇

4 農林省所管

j. 米穀需給調節(出入同)

五〇、三三七、七二六

〇

追加

三、二六二、六二九

特別會計の整理

第三十三卷

二二一

第二號

六五

特別會計の整理

第三十三卷

二二二

第二號

六六

計

五三、六〇〇、三五五

5 商工省所管

k. 製鐵所(入)

一〇二、四〇〇、九五七

〇

6 遞信省所管

1. 簡易生命保險(入)

一八三、五二四、九五九

五六二、七四三

追加(入)

二四一、一五六

計

一八三、七六六、一一五

m. 郵便年金(入)

九、七二一、四八八

〇

7 鐵道省所管

n. 帝國鐵道(入) (註三)

五九七、四一四、九二二

〇

計

一、五九七、二六二、四六五

二一〇、七五四、二四一

大計

一、六一八、三一九、五八四

一般會計入超

二〇八、九二七、三四二

右より專賣局といふ特殊のものを除きて計算するときは

一、二四九、五七八、〇八七

一般會計入超

一〇、六七八、五二八

尙附帶的の勘定として

1 造幣局資金部(出入異なる多い方の出による)

八、〇四三、九三一

資本勘定(多い方の入による)

一五、二七一、七二一

2 製鐵所

用品勘定(出入同)

六八、五九五、一七八

帝國鐵道  
資本勘定(出入同)  
用品勘定(出入同)

一三七、六一五、七二七  
一六八、三四六、〇〇〇

があるけれども、此等は其々の事業に附帯したものであるから、暫らく措き、専ら各事業の收支會計について見るのに、別に各事業會計からして恩給負擔金を一般會計へ繰入るとして、其は勿論當然の負擔だが、そして補給事業會計の如く一般會計の厄介になるものがあるとしても、專賣局の如き特殊性質の事業會計を別として、十二億圓から収入を扱ふ事業會計からして、其百が一にも足らざる僅かに一千萬圓を一般會計へ繰入るるに止まるといふのは、あまりにも一般會計としては得る所の少きに失望しなければならぬ。此點から見て事業部の經營方法に一大改善が勧められる。併し何れにしても此等事業部の收支の大きさだけが國民の財政負擔となる譯ではなく(註四) 此等のものは大體其が民業に依り行はれても生ずるものであり、其中、眞に國民負擔となるのは、補給費と專賣局益金一九八百萬圓の大部分(其一部分は民間に營まれても收められたるべきものに屬する)と、凡べて此等の事業が官業たる爲めに民業であつたよりもより大なる費用を要したと認めらるる部分とである。けれども後者は計算の仕様もないばかりでなく、さう大したものと認められないから、暫らく措くといふことも出来る。又其れ位のこととは、官營の爲めに公益尊重から生ずる無形利益によりて補はるるともいへる。假りに之を惜くとすれば、專賣益金と

補給費との方は此は一般會計に現はれて居るのであり、隨ふて此等の會計の凡べてを一般會計と通計して國民財政負擔を考へる必要はない。尙ほ此等事業會計は公債に關するだけにて公債金、國債整理基金の各特別會計とも交渉して居り、それから米穀需給調節の如きは、全く公益上の見地から政府にして初めて行ふもので、民間ならば營まぬものだともいへるけれども、其收支の大部分は少くとも、豫算に現はれた所では主として米の賣買代金に關するもので、純粹なる出費と認めらるるものは其一小部に止まる。

(註三) 帝國鐵道から七、五〇〇、〇〇〇圓だけ地方鐵道補助費が出されて居るが、此れだけ一般會計への貢獻に代るものとも見られる。

(註四) エーベルヒは、國の營利事業の經營費は國民の負擔を構成せず、又は少くとも其の直接負擔を成さずといふのは、<sup>11)</sup>精密ではないけれども、大體上は當つて居る。

(B) 新に移さるべきものとして、郵便電信電話事業と森林事業とであつて、其大さは收入にて二八三、九七八、六四一、であるから、事業部の通計は

一、九〇二、二九八、二二五

といふ巨額にも上ぼる。隨つて事業省の仕事は頗る大となり、其責任も亦大きい。そして此事業部の爲めには必要有益とあれば起債を多少寛大にしても良く、又減債基金にしても、事業公債に關するものと、其他のものとの區別して取扱ふのが至當である。尙又、現存の事業にして性質上、

11) Eheberg, a. a. O. S. 55.

強めて官營にして置くに及ばず、むしろ民業に任かして良いものもある。例之、製鐵所、製絨所、造兵廠、工廠、印刷局等の如きである。けれども、此等を強めて民業に移さずとも、官業として置き經營の改良を計ることによりて其能率を發揮することも出来る。

## 結 言

以上要之、特別會計は世人からしては判り惡きもののやうに思はれ、又は其れだけ國民の頭の上にかかるもののやうにも考へられるけれども、其は之を分析して、其々性質に従ふて分類して編成し、且つ其中からして性質上一般會計に移すべきものは移し（文化施設特別會計）一般會計から特別會計へ移すべきものも之を適當に移し換へ（森林事業、遞信事業）、かくして特別會計を殖民地會計と、資金部會計と事業部會計とに分屬せしめるときに、そして各適當なる統制省を配當するときに、特に事業部の管理につき一大改善を加へ、經營方法に事業的色彩を濃厚ならしめ、公債の起債、償還などにも特別の取扱をすることにすれば、之よりして新なる財源も産み出されるであらうし、又大體に於て特別會計の性質が明かになり、特に格別國民に負擔を加へるものでないといふことも明かになつて、財政困難の救済にも資することが出来、財政の民衆化にも適うこととならう。